

長崎県農山村地域ビジネス向上支援事業実施要綱

制 定 令和 4 年 7 月 1 日
4 農山村第 1 6 8 号
最終改正 令和 5 年 7 月 3 日
5 農山村第 1 5 4 号

第 1 趣旨

本県では高齢化及び人口減少の進行に伴う集落の衰退が課題となっており、農山村地域のビジネスの拠点である農産物等直売所（以下「直売所」という。）が、地域の活性化に貢献することが求められていることから、よりステップアップした直売所となるため、その経営基盤の強化を図る必要がある。このため、県は、経営基盤強化及び地域貢献の取組に向けた計画を策定した直売所を支援することとし、長崎県農山村地域ビジネス向上支援事業（以下「事業」という。）を実施する。

第 2 事業の内容等

事業の内容、対象となる取組、事業実施主体及び補助率については別表 1、補助対象経費については別表 2 のとおりとする。

第 3 事業の実施手続等

1 事業計画の申請

- (1) 事業実施主体は、事業を実施する場合は、事業計画書（様式第 1 号）を作成し、計画認定申請書（様式第 2 号）により提出する。提出先は当該地区を所管する振興局長とする。
- (2) 計画認定申請書の提出を受けた振興局長は、内容の検討及び必要な指導を行い、別表 3 のポイント配分基準により各振興局が順位付けをしたうえで、知事に進達するものとする。

2 事業計画の認定

知事は、当該事業計画の内容が事業の趣旨に沿い、かつ、適正であると認められる場合は、次の基準に基づき、計画を認定するものとする。

- (1) 各振興局が付けた順位の高い事業から優先する。
- (2) 順位が同一の場合は、事業計画のポイントが高い事業から優先する。
- (3) ポイントが同一の場合は、より高い事業効果が見込まれる事業を優先する。

3 事業計画の変更

- (1) 事業実施主体は、認定を受けた計画について、次に掲げる重要な変更を行う

ときは、計画変更申請書（様式第3号）を遅滞なく振興局長へ提出するものとする。

ア 事業費の2割を超える増減

イ 事業実施主体の変更

ウ 事業の廃止

(2) 計画変更申請書の提出を受けた振興局長は、内容の検討及び必要な指導を行い、知事に進達するものとする。

(3) 知事は、当該変更計画の内容が事業の趣旨に沿い、かつ、適正であると認められる場合は、変更計画を認定するものとする。

4 実績報告

事業実施主体は、第3の2及び3の(3)により認定された事業計画に基づく事業が完了したときは、事業実績報告書（様式第4号）により、事業が完了した年度の翌年度の4月10日までに、振興局長を経由し、知事に報告するものとする。

第4 助成

県は、認定した計画について、予算の範囲内において、別に定める補助金交付要領により補助金を交付するものとする。

第5 指導

知事は、事業実施主体に対し、事業の実施に関して必要な報告を求め、また、指導を行うことができる。

第6 推進体制

農山村振興課は本事業を円滑かつ適正に推進するため、他の事業との連携に配慮するとともに、関係部課等と十分連絡協議するものとする。

第7 雑則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

別表 1

事業内容	補助対象となる取組	事業実施主体	補助率
農山村集落の維持・発展を目指し、地域ビジネスの拠点につながる、経営基盤強化及び地域貢献に取り組む農産物等直売所を支援する。	<p>(1)生産・出荷に関する取組</p> <p>ア 新規品目の導入</p> <p>イ 新たな生産者の確保</p> <p>ウ 出荷者への集荷</p> <p>エ その他生産・出荷に関する活動</p> <p>(2)販売・流通に関する取組</p> <p>ア 個人宅への商品配達</p> <p>イ インターネット販売</p> <p>ウ アプリ導入など情報発信の強化</p> <p>エ 新たな加工品の開発</p> <p>オ その他販売・流通に関する活動</p> <p>(3)地域の活性化に関する取組</p> <p>ア 農泊、観光農園等と連携した取組</p> <p>イ 体験メニューの開発</p> <p>ウ 食育活動</p> <p>エ 郷土料理の継承</p> <p>オ その他地域の活性化に関する活動</p>	<p>経営基盤強化及び地域貢献の取組に向けた計画を策定した農業者が組織する団体、農業協同組合、民間事業者、公社</p> <p>(運営する直売所の直近の年間売上額が30,000千円以上100,000千円未満の事業実施主体に限る。)</p>	<p>定額</p> <p>(事業に係る経費に限る。また、1事業実施主体あたり限度額500千円とする。)</p>

別表 2

長崎県農山村地域ビジネス向上支援事業費補助金の補助対象経費

費目	細目	内容
旅費	調査等旅費	・ 事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費
	委員等旅費	・ 会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・ 事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費
委託費		・ 取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・ 事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・ 各種会議等を開催する場合の会場費 ・ 長崎県農山村地域ビジネス向上支援事業の実施に必要な機械リース費 ・ 自動車の使用料等
	印刷製本費	・ 各種会議等に必要な資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・ 長崎県農山村地域ビジネス向上支援事業の実施に必要な資材費 ・ 自動車の燃料費、光熱水費等
	報酬、給与、職員手当等	・ 事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等
	共済費	・ 臨時雇用者に係る社会保険料及び児童手当拠出金
	雑役務費	・ 長崎県農山村地域ビジネス向上支援事業の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等
	その他	・ 事業に直接必要となるその他の経費

直接的な取組とはならない先進地視察等は補助対象外となります。

別表3

(振興局名)

(事業実施主体名)

(順位)

農山村地域ビジネス向上支援事業 ポイント配分基準

		内 容	配点	点数記入
1	中山間地域への貢献	中山間地域における取組となっている。	1	
2	他地域への波及性(必須)	事業成果を取りまとめ、事業実施後に報告会で発表が可能。	1	
3	マーケット調査(必須)	当事業に合わせてマーケット調査を実施する。	1	
4	経営規模	直売所の年間売上規模が3,000万円以上5,000万円未満	5	
5	独自性	当該年度の他事業実施主体の計画にはない取組を行う。	1	
6	集落の人口減少対策	移住・定住の促進を視野に入れた事業である。	1	
7	生産・出荷体制の強化	消費者ニーズに沿った新規品目を導入する。	1	
8		新規出荷者の確保に向けた取組を行う。	1	
9		集荷や省力栽培など出荷者の生産活動の支援に取り組む。	1	
10		生産者に対し、栽培講習会を開催し、農業技術の普及に貢献する。	1	
11	販売・流通の強化	個人宅への商品配達に取り組む。	1	
12		インターネット販売に取り組む。	1	
13		地域の食材を活用した新たな加工品の開発を行う。	1	
14		情報発信強化のため、アプリ導入など新たな取組を行う。	1	
15		地域のレストラン等実需者との取引の拡大に取り組む。	1	
16	地域活性化	農泊、観光農園等と連携した新たな取組を行う。	1	
17		農作業等体験メニューを新たに開発する。	1	
18		食育の推進に貢献する活動となっている。	1	
19		郷土料理の継承に貢献する活動となっている。	1	
20	地域における重要性	市町の総合計画等と合致した市町の優先度が高い事業である。	1	
21	事業実施	過去に長崎県直売所バージョンアップ事業補助金及び長崎県農山村地域ビジネス向上支援事業の補助を受けていない。(受けていない：2点 受けている：0点)	2	
22		前年度までに長崎県直売所セミナーに参加し、ステップアップ計画等を作成している。	1	
		合 計	0～27	

様式第 1 号

年度長崎県農山村地域ビジネス向上支援事業計画（実績）書

1．事業実施主体名（事業を実施する直売所）

2．過去 3 か年の販売額

（単位：百万円）

年度			
販売額			

3．地域の現状と課題

--

4．直売所の現状と課題

--

5．事業実施（予定）期間及び事業実施対象地域

10. 事業費

項 目	事 業 費	算出の根拠等
合 計		

11. 経費の配分

項 目	総事業費	補助対象 経 費	県補助金	市 町 費	その他	備 考
合 計						

12. 経費の内訳

項 目	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
旅費					
・ 調査等旅費					
・ 委員等旅費					
諸謝金					
委託費					
事務費					
・ 通信運搬費					
・ 使用料					
・ 印刷製本費					
・ 消耗品費					
・ 報酬、給与、 職員手当等					
・ 共済費					
・ 雑役務費					
・ その他					
合 計					

様式第 2 号

年 月 日

長崎県知事 様

住所
氏名（法人等にあつては名称
及び代表者の氏名）

年度長崎県農山村地域ビジネス向上支援事業計画認定申請書

年度において、長崎県農山村地域ビジネス向上支援事業計画の認定を受けたいので、長崎県農山村地域ビジネス向上支援事業実施要綱第 3 の 1 の (1) に基づき、事業計画書（様式第 1 号）を添えて申請します。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○(連絡先 ○○○ - ○○○ - ○○○○)

発行担当者 (連絡先 ○○○ - ○○○ - ○○○○)

様式第3号

年 月 日

長崎県知事 様

住所
氏名（法人等にあつては名称
及び代表者の氏名）

年度長崎県農山村地域ビジネス向上支援事業計画書の変更申請について

年 月 日に認定を受けた 年度長崎県農山村地域ビジネス向上
支援事業計画の変更を行いたいので、長崎県農山村地域ビジネス向上支援事業
実施要綱第3の3の(1)に基づき、事業計画書（様式第1号）を添えて申請し
ます。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○(連絡先 ○○○ - ○○○ - ○○○○)

発行担当者 (連絡先 ○○○ - ○○○ - ○○○○)

様式第 4 号

年 月 日

長崎県知事 様

住所
氏名（法人等にあつては名称
及び代表者の氏名）

年度長崎県農山村地域ビジネス向上支援事業実績報告書

年度において、長崎県農山村地域ビジネス向上支援事業実施要綱第 3 の
4 に基づき、事業実績書（様式第 1 号）を添えて報告します。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先 ○○○ - ○○○ - ○○○○）

発行担当者 （連絡先 ○○○ - ○○○ - ○○○○）